

上田市教育委員会 11月定例会会議録

1 日 時

令和3年11月18日（木） 午後3時10分から午後3時55分まで

2 場 所

上田駅前ビルパレオ5階 第1会議室

3 出席者

○ 委 員

教 育 長	峯 村 秀 則
教育長職務代理者	北 沢 秀 雄
委 員	綿 谷 憲 一
委 員	森 田 小 百 合
委 員	大 久 保 恵 子

○ 説 明 員

小野沢教育次長、児玉教育参事、山賀教育総務課長、翠川教育施設整備室長、緑川学校教育課長、竜野生涯学習・文化財課長、西嶋人権同和教育政策幹、櫻井スポーツ推進課長、小林丸子地域教育事務所長、松木真田地域教育事務所長、樋口武石地域教育事務所長、武捨第二学校給食センター所長、小泉中央公民館長、坂口丸子学校給食センター所長、柳原上田情報ライブラリー館長

1 あいさつ

11月に入り比較的暖かい日が続いている。今年は暮らしやすいと思っていたが、毎朝家の周りに霜が降りることが多くなってきて、冬の訪れが近づいてきたと感じている。来週の月曜日が雨でその後、急激に気温が下がると予報が出ている。教育委員会の皆さん、くれぐれも健康に気をつけていただきたいと思う。今までずっとご心配をいただいていたコロナウィルス感染症だが、上田市は10月15日(金)から罹患者がゼロになっている。長野県も昨日の段階で6日連続罹患者がなしとなっている。非常に安定している時期を迎えていると思う。第6波がいろいろと話題に乗ってくるわけだが、第6波がないことを祈りたいと思う。先日、11月9日(火)の日だが、保健所長さんと地域振興局長さんが教育委員会へこられて、第6波について慎重に対応してもらいたい旨をお話しにきていただいた。これまで各学校は保健所と連絡をとり、ご指導をいただきながら学級閉鎖等してきたわけだが、その学級閉鎖等についてのPCR検査についても第6波が急激に拡大するようであれば学校にぜひ協力をお願いしたいということをおっしゃっていた。感染拡大することは困るわけだが、再度第5波のような感染拡大がしていった場合には、こちらも今までの取組事例を大事にしながら、厳しい気持ちで迎えたいと思っている。委員の皆さまには、いろいろとご指導をいただきたいと思っている。

2 協議事項

(1) 行政手続きにおける押印見直しに伴う関係例規(教育委員会分)の改正について (教育総務課)

○資料1により山賀教育総務課長説明(要旨)

1 改正理由

こちらについては、市役所全体で取組んでいた行政手続きの簡素化に加えて、行政事務の効率化及び合理化を図ることを目的として、必要のない押印を見直していくということで洗い出しを行っていて、今回その結果がまとまってきたので教育委員会が関係する例規について、押印の廃止という部分について改正を行いたい。こちらについて教育委員会にお諮りするものである。

2 押印廃止見直しの判断基準

資料に記載させていただいている四角い枠の中の①から④に沿い、真に押印が必要だと認められる以外では、申請など市民から求めるものや内部手続きに伴うものは原則廃止であるという判断をしている。また、①から④に照らして残すものもあり、法令等にあらかじめ必要だと規定があるものや契約や同意書など重要な行政手続きであるというものは残していくという判断をしている。

3 改正内容

(1) 教育委員会規則

教育委員会の関係例規について、まず教育委員会の規則として資料の裏面にかけて5本の規則について今回、規則改正を行いたいというものである。それぞれ例規名は記載させていただいており、いちばん右の列は改正する様式の名称である。記載されているそれぞれに名称があるが、ほとんどのものが申請者の名前を書いていただいていた右側に「印」という表記になった様式だが、そこを削るという改正になる。規則については5本の規則で数えるところ、21の様式について押印の廃止となっている。

(2) 教育委員会訓令

資料の裏面をお願いしたい。教育委員会の中にも訓令というものがあり、内容としては記載のとおりの小中学校服務規程と文書規程があるが、この2つの訓令のうち31の様式

について今申し上げた規則と同様に押印部分の廃止、削るという改正を行いたいというものである。

4 施行期日

この改正の施行期日は、市全体の期日と合わせて令和4年1月1日からと考えている。また、市全体のことなので、広報等で市民の皆さんへの周知等は今後していくことと計画をしている。

峯村教育長

こちらの件について、事前に関係者が集まって教育委員会でどのようにするか議論をした。その中で、教育次長からお話いただいた後で協議に入りたいと思う。

小野沢教育次長

1 点心配していたことは、資料の3（1）教育委員会規則のNo. 2 博物館管理規則、寄贈寄託の申出書の様式の関係と、補助執行で政策企画部が行っておりますが資料裏面のNo. 4 美術館管理規則、この2点の押印廃止について。例えば、博物館の寄贈寄託というのは各旧家の保存されているような貴重な歴史的な資料や美術品等、そちらを博物館へ寄贈もしくは寄託するというので、いわゆる民法でいうと寄贈寄託することで契約者にあたるのではないかと、契約書の押印というのは例えば、寄贈寄託された方が亡くなってご遺族の方が相続人となって、実は家に伝わっていたものを父が分からないまま寄贈してしまったから返してくれ等、そういった後々の紛争の原因にもなるのできちりとした契約書を作るか、もしくはこの申出書にやはり押印というものがないと、教育委員会が厳しい立場に立たされる可能性があるということで、担当者を呼んで確認したところ、今後はきちりとした契約書を申出書とは別に締結するというので、これはあくまでも契約の前段階の申出の文書として扱うという確認が取れたので、こちらの規定どおり印の廃止ということで大丈夫だということを確認した。そのようなことでお願いしたい。

峯村教育長

お金に絡むことになったときに、印があるのとないのでは、後で大変なことになるかもしれないという心配の種になる。この改正については、市長部局の方で原案を立てて説明会をして、そちらに沿って教育委員会は検討したわけである。こちら自体を教育委員会が独自で決めたという形ではないので、協議事項に載せさせていただいたのは、これによろしいのかどうかというご意見をお聞かせいただきたい。

北沢委員

今、教育次長が発言された内容については、私も同様の経験がある。以前、勤務していた信濃教育会に博物館があり、寄贈の際には文書の交わり方があること。そして、過去に寄付された物品の廃棄についてはかなり慎重に扱った。やはり、次長のご発言どおりに行っていただければよろしいかと思う。

2つ目は押印見直しマニュアルについて、内閣府から出たものに基づいてお考えになられたと思うが、例えば、資料裏面の（1）の5番の通学費補助金交付金規則で、この文書についての印は廃止という結論だが、近隣の市町村でも上田市と同じ結論が出ているのかどうか。

山賀教育総務課長

他の市町村がこちらについてどのような判断をしたのかということは確認していない。ただ、全国的に自治体での取組というものが促されているので、こちらに照らして判断すると概ね同じようになるのではないかと考えている。また、機会があれば周辺の自治体には状況をお聞きしたいと考えている。

小野沢教育次長

国が行うからということ、一律で行うということ、いろいろな問題が起きたり、他市との均衡の観点から問題があるのではないかと話だったが、確かに、今回の押印見直しというのはこちらだけ捉えると、こちらが目標で終わりましたというように見えるが、実は1つの目的ではなくて手段であって、国でも押印が廃止されたのはコロナ禍の中でさまざまな在宅ワークなどを行う中で日本の紙文化というものはいかにこういった押印という形で紙の中で行われているのかと、こちらをデジタルトランスフォーメーションのような言葉があるが、電子的な手続きに置き換えて市民サービスの向上を行っていかうという目的により、今回は例えば、補助金の申請も場合によっては今後電子的な申請のようなものにつなげていくということがある。そういった中で、裁判は相変わらず紙ベースの世界で進んでいるので、判子あるなしで証明する義務がどちらに行くかが議論になる。そのほか、この紙文書については我々行政がどのように事実認定してどのように決定するのかというプロセスになるので、こちらについては内部的に検討した結果、押印がなくてもその方の本人の意思が確認でき、その後の手続きの法制性が確保できるということで今回あげさせていただいている。他市との均衡という点では問題があるかもしれないが、内部の業務的に例えば、不均衡が生じることや問題が起きることとはあまり考えられない書類について押印廃止したということなので、マニュアルに沿って単純になくてよいと進んだ話ではなくて、1年間プロジェクトチームが募った中で議論を重ねてリストアップしたものである。そのあたりはご安心していただいてよろしいのかというように考えている。

綿谷委員

押印廃止の後、いろいろな書類などはほとんどパソコンで手続きができるのか、あとはメールのやりとりなどでできるのか。そのようになっていることでよろしいか。

小野沢教育次長

そのあたりが今後の1つの大きな課題になってくる。実はこの10月からさまざまな電子取引関係を、例えば、民間の帳簿を電子化の改正や電子認証制度を、新たな国の法律で導入されたので、今後はそのような本人認証、電子手続き、書類の保存等のあり方、そのあたりを行政内部できちんとシステムを作ったり、仕組みを作ったり、そのほか書類の管理を内部で決めて、一つひとつ構築していく。しかしながら、非常に行政の内部の手続きは多岐にわたっており、それぞれの部局でさまざまな別々のシステムで運用されているというような事情があるので、すべてを綿谷委員がおっしゃったように全部電子手続きにもっていくとかなりの時間はかかると思っている。できるだけ可能なところから、できるだけ窓口にこなくてもパソコンもしくはスマートフォンでさまざまな手続きができるようにこれから検討していきたいと考えている。

綿谷委員

押印の廃止についてはよいと思う。今後、いろいろな書類等はパソコンから取れる等になって、あとはメールのやり取り等で申請ができるようになることことでよろしいか。

小野沢教育次長

そのあたりが今後の1つの大きな課題になってくると思う。実は、この10月からさまざまな電子取引関係の、例えば、民間の帳簿電子化の改正や、電子認証の新たな制度を国の法律で導入されて今後はそうした本人認証、書類の閲覧のあり方等、そのあたりを行政内部でシステムを作ったり、仕組みを作ったり、管理の手順等を内部で決めて一つひとつ構築していくということだと思う。しかしながら非常に行政の内部手続きというものは多岐にわたっており、それぞれの部局でさまざまに運用されているという事情がある。すべてを電子手続きにもっていくとなるとかなりの時間がかかると思う。できるだけ可能なところから、できるだけ窓口になくとも自宅のパソコンやスマートフォンでさまざまな手続きができるよう、これから検討をしていきたいと考えている。

綿谷委員

押印を見直した中で、行政はどれだけの合理化ができるのか。

小野沢教育次長

すべてが合理化、さまざまな効果は期待できると思う。例えば、上田市はゼロカーボンシティを2050年までにということで進めてるが、ペーパーレス化が増すことにより同じように進む。議会でも議員さんはすべてペーパーレスであり、タブレットでいろいろな資料を閲覧している。我々も今月から支給されて、12月、3月と試行的に行って6月から本格導入ということになっている。それ以外の行政手続きの合理化になると、そのためのシステム構築は、実は楽になる前の必要なプロセスとなるのだが、非常に多くの職員が夜も寝ないで1年間苦労して行っている。私も人事給与システムの電算化というものを行ったことがあるが、1年間ほぼ毎日22時以降まで残業を繰り返しながら行っていた。そのあたりを含めると一時的に職員の負担は多くなるが、その後は内部でもかなり書類の保存スペースがなくなることや、上司がその場にいらなくても、書類のデータを送っておけば確認し決裁してくれるなど、いろいろとあると思う。それがどれだけ合理化されるかという数字で出すことは現時点では難しいと思う。ただ、市民の方のサービスという点でいくと、ご自宅にいらしながらいろいろな申請ができるという意味では、現時点ではスポーツの予約システムなどは教育委員会が率先して導入しており、一部の方からは非常に使いやすくなったというご意見をいただいている。そのあたりはできるだけ早めにいろいろな手続きができるよう拡大していきたいと考えている。

峯村教育長

綿谷委員よろしいか。

綿谷委員

了承。

森田委員

効率化していくという押印の見直しは方向性としてはよいと思う。いわゆる押印の良さというものは、チェック機能というところである。電子データを送信したときに何がチェックされ

ているのか、どこまでの部署まで共有されているのか、というチェック機能も、今後並行して進めていく必要があると思うので、ぜひ慎重に進めていただきたい。

峯村教育長

ご要望ということではよろしいか。

森田委員

電子で送りました、報告したということで、実際には送れていなかった、確認されていなかった等、責任の所在やトラブル等の問題が多々発生する恐れもあると思うので。

峯村教育長

十分に考えられる。そのようなことも配慮して教育委員会は進めるように。
ほかにはよろしいか。

○全員了承

3 報告事項

(1) 第五中学校改築事業の進捗状況について（教育施設整備室）

○資料2により翠川教育施設整備室長説明（要旨）

資料2をお願いしたい。これまでの経過ということで申し上げたいと思う。昨年度、3回の改築推進委員会を開催して整備計画をまとめた。校舎の概略配置計画について、4案の中からB案として今回お示ししているこの配置案を選定した経過がある。概略の配置案については、本年5月20日の教育委員会定例会において五中整備計画の説明の中で取決めをさせていただいたところである。本年度に入り、配置案をもとに各教室の具体的配置計画、仮設校舎などの措置等を学校側と何度も協議を進めてきた。一方で、市の予算措置については、当初予算で基本自主設計の委託料として、本年度3,320万、令和4年度の9,880万という予算が措置されている。委託業者を市内設計事務所JVで、一級建築士を5人以上、条件付き一般競争入札として8月20日に開札し、3JVが入札をし、ヒサタカ設計、タケハラ1級建築事務所、設計共同事業企業が落札をしている。委託の契約金額が7,700万円となっている。施工期間は8月25日から4年度末までである。業務内容は、全体の基本設計と校舎棟の自主設計の内容である。お配りした資料の図面をご覧いただきたい。2021年10月28日時点で学校側との協議は10月22日、また改築推進委員会においては10月28日に第5回を開催した。

資料1枚目のA4サイズの図面は、配置計画外構の概略計画である。左側からプール、西棟、屋体棟、校舎棟があるが新たな校舎棟等の配置計画である。その中で西棟については、既存の建物を共住の建物改修にする。左下は新設のテニスコート3面、車両の出入り口は3カ所、生徒の出入り口は中央、校舎分離部で計画を立てている。

次に、資料2枚目、校舎棟の平面計画になるが、下から1階、2階、3階教室等の配置計画である。左側からプール、既存の建物を改修した西棟、新設の体育館棟、新設の校舎棟である。主な特徴として、普通教室、特別教室、図書室等を新校舎棟にコンパクトにまとめたこと、体育館棟については避難所や学校開放に使い勝手の良い1階にアリーナとしていること、中体連の大会に対応できるよう、バスケットコートをも2面整備したこと、西棟は既存を利用しながら1階を部室機能、2階を卓球場としても使える多目的ホールとしていること、限られた現地改

築のスペースという中で各階に学年ごとの普通教室の配置、中庭をとって細工を図ることで1階の特別支援教室を配置できたこと等、途中経過において学校側からはさまざまな要望意見があったがようやくこれで公約が得られたことである。改築推進委員会においては、地域の代表の方々、議長をはじめとした地元選出委員の方にも大変な評価をいただいた。今後、これを基本に設計委託の中でまた具体的な基本設計を進めていく。今年度は主に外構までを含めた建物全体の基本設計、来年度に校舎棟の自主設計を進めていく。

3枚目の図面をご覧いただきたい。こちらも改築推進委員会でも合意をいただいたスケジュールと工事の順番である。令和5年度、6年度に校舎棟の建設を目指していて、そのために来年度の仮設校舎の建設をしたいと考えており、来年度の予算編成等がはじまっている。建築単価の高騰が予想される中で、全庁においても財政サイドから強く言われており、大変厳しい中にある状況である。地域や学校側からは最低限このスケジュールどおりというような要望を受けているところで、事業の進捗状況報告ということでご理解いただきたい。

峯村教育長

五中の田畑校長からも市教委がよく要望を聞いていただきありがたい、という感想をいただいている。

進捗状況について、ご意見、ご質問等があればお出しいただきたい。

大久保委員

入学してからずっと工事中という生徒さんもいらっしゃると思う。保護者の方々の説明や、学習環境への配慮ということはあるのか。

翠川教育整備室長

地域の中で保護者も対象にしたアンケート等をとった経過はある。保護者への説明ということについては、もう少し基本設計が進んだ段階で来年度の当初ぐらいのところで説明してまいりたいと考えている。今、委員さんがおっしゃられたように、工事時間が非常に長いのでそのときの在校生にとってあまり支障がないように工事の仕方や代替の施設校舎等そういったところに十分に配慮して協議をしてきたというような経過はある。説明については丁寧に進めていきたいと考えている。

大久保委員

在学中にずっと工事中となると損をした気分になる親御さんや生徒さん、3年間でも高校受験などを控えている方もいるので、神経質になられる方もいらっしゃると思う。そういった方への配慮、丁寧な説明をお願いしたい。

峯村教育長

教育委員会で非常に重く受け止めている。改築された後入れない子どもたち。不自由な環境の中でずっと勉強をしてそのまま卒業してしまう子どもたちがいるわけで大変申し訳ないという気持ちである。そのあたりも施設整備室の中でいろいろなことを考えて、保護者の皆さんに説明をしてご理解をいただきたいと思う。例えば、入学式、卒業式はどのようにするのか、式関係は非常に重要になる。いちばんは、敷地が狭いところへ建て替えるというそのことで工事が長くなってしまう。丁寧な説明をしていきたいと思う。

翠川教育整備室長

3枚目のスケジュールの中でこちらは校庭棟を何度も協議した経過があり、どのように工夫したかということ、令和5年と6年にいちばん大きな校舎等を建設するが、その建設をできるだけ前倒しをし、令和6年の年度末に迷惑ばかり被った生徒たちに一回新しい校舎へ入っていたら、ということを加味してこちらのスケジュールを学校側と協議しながら温めてきた。できるだけ配慮はしたつもりである。

峯村教育長

ほかにはいかがか。
よろしいか。

○全員了承

(2) 文化財保存活用地域計画の策定について（生涯学習・文化財課）

○資料3により竜野生涯学習・文化財課長説明（要旨）

1 作成の背景

文化財保存活用地域計画は、文化庁で進めているものであり、地域に存在する指定・未指定の文化財を幅広く把握し、総合的に保存・活用するための構想である。地方公共団体が文化財保護行政を進めるための基本的な計画となるものである。

2 歴史文化基本構想との違い

上田市においては、日本遺産の地域型を申請するにあたりその条件であった「上田市歴史文化基本構想」を平成30年に策定した。これがいわゆるマスタープランということで続けたものである。これを行動に移していくアクションプランというものが必要になる。これが今回の「上田市文化財保存活用地域計画」である。今まで文化財においては、マスタープランあるいはアクションプランというものはなかった。文化庁についてもこういったものを体系的に進めていく必要がある。文化財は保存だけではなくて、活用していく地域資源であることから推進を進めているところである。

3 作成のメリット

いちばんは、地域の皆さんに地域の文化財がどういったものがあるか、それらを地域の宝として、まちづくりに活用していく。そういった醸成がいちばん図られるということが最大のメリットと考えている。国の補助金が今後用意される可能性があるが、そういったときにこういったものが策定されているとよりよいといったことがある。

4 全国の認定状況（令和3年11月現在）

全国ではまだ47市町しか策定していない、県内では松本市のみということで上田市が2番目ということになる。

5 作成までのスケジュール

今後の予定であるが、現在、住民自治組織への意見聴取をさせていただいている。12月下旬にはパブリックコメントを行い、早ければ来年度の申請、認定を目指していきたいというように考えている。

なお、皆さまのお手元に歴史文化基本構想の概要版を差し上げてある。これがベースとなってアクションプランをこれから作っていくという位置づけなのでご覧いただきたい。

峯村教育長

ただ今の報告でご質問ご意見のある方はお願いしたい。

北沢委員

「基本構想」と「地域計画」という言葉の定義が不明確で、作成の背景を見るとアクションプランとして役割を加えたと記載されているが、2番1行目では、歴史文化構想との違いでは、歴史文化基本構想をベースとし、と記されている。文章の意味が逆のように感じる。歴史文化基本構想をベースとし、がいちばんのもとになるはずだ。しかし、基本構想は加えると記されている。ベースなのか後で加えるものかというのは意味が違ってくると思う。加えるということとはもとがあるからだと思う。

竜野生涯学習・文化財課長

端的に申し上げて、歴史文化基本構想の概要版があるが、これで各地域の文化財を体系化してベースになる。この後の保存活用というものがどのようにしていけばよいか分からない。そこで、進め方を示すということが文化財保存活用地域計画という位置づけになる。

北沢委員

例えば、概要版のカラー部分を見ると、概要であるので基本構想はこれで良いが、ただし基本構想と文化財活用地域計画の違いが分かりにくい。そのほかに、ネーミングの問題だが「上田市歴史文化基本構想」でよいのか。「上田市歴史文化に係る基本構想」あるいは「関する」等を付けなくてよいのか、これも気になる点である。なぜかというと、概要版の1ページの下の方の中央に「第二次上田市文化芸術振興に関する基本構想」とあり、こちらには「関する」と入っている。

竜野生涯学習・文化財課長

文化庁の要望であり、文化庁の認定を目指していくので文化庁の要望を使わせていただいている。そこに足りない部分があるかもしれないが、専門用語、固有名詞ということでご理解いただきたい。

北沢委員

文化庁が使っているから上田市も使うということは日本語としてどうなのか。

峯村教育長

これから作成についてというものを書く上で周知してもらい、そのときに言葉についての注釈を入れたり、日本語的に説明不十分なところは補ったりしてもらいたい。

竜野生涯学習・文化財課長

了承。

峯村教育長

ほかにはいかがか。

森田委員

文化財の保存活用はかなりイメージがつくが、もし現時点でどのような活用プランが想定されるのか、あれば教えていただきたい。

竜野生涯学習・文化財課長

これから進めていくというよりも既にはじまっている取組というものの、例えば、上田城を観光資源として使ってる。上田市の場合には、例えば「信州の鎌倉」というネーミングで塩田に点在している鎌倉文化を観光にして売り出している。それも40、50年前にすでにはじまっているわけだが、もっと足元にある文化財を認識すると、うちの村にも、うちの町にもすばらしい財産があったということで、これを使って人を呼び込むことをしようというようなことをこれから展開されようとしている。つい最近では、真田地区で古墳から土器が出てきて、それが魚形で笛のようだということから、子どもたちと一緒に復元してみようという取組をしている。例えば、そのような取組をすることによって、こんなにすばらしい古墳がある、かつてそんな文化があったんだということを子どもたちは認識し、その地域に対して愛着をもち好きになってもらう。そういったことを全市的にそれぞれのまちにあるということを皆さんと共有できればと思う。

森田委員

今のお話を聞いてワクワクした。どちらかというと保存活用で観光的に走りがちになると思うが、今おっしゃっていただいたように、子どもたちや地域の方たちと今までにないようなワクワクするストーリーをぜひ進めていただきたい。

峯村教育長

ほかにはよろしいか。

○全員了承

(3) スポーツ関係市長表敬訪問者報告について【説明なし】

○資料4

(4) 「第49回ふれあい・人権の集い2021」【説明なし】

○資料5

(5) 寄付の状況(学校教育課)【説明なし】

○資料6

(6) 行事共催等申請状況について(学校教育課 生涯学習・文化財課 スポーツ推進課)
【説明なし】

○資料7

(7) 公民館だより(各公民館)【説明なし】

○資料8

峯村教育長

それでは、報告事項(3)から(7)までは説明はない。ご意見ご質問があればお出しいただきたい。

大久保委員

公民館だよりにスマホアプリ講座「T i c k e t Q R」のことはタイムリーで良いと思う。

小泉中央公民館長

商工課で進めている事業であり、公民館とコラボということで学習と市の施策を兼ねて他局と連携で講座等を行っている事業である。

峯村教育長

ほかにはよろしいか。

○全員了承

4 その他

峯村教育長

それでは、以上をもって11月の定例会を終わりにする。

○全員了承

閉 会

教育委員会会議規則第 21 条の規定により署名する。
